

川崎市立学校教職員不祥事防止委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市立学校教職員の不祥事防止の徹底を図るため、川崎市立学校教職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 川崎市立学校教職員（以下「教職員」という。）による不祥事の発生防止に係る調査、研究等に関すること。
- (2) 校長等管理職に対する不祥事の発生防止策の周知、情報の提供、啓発等に関すること。
- (3) 教職員の不祥事防止に係る教育活動上の課題や目標等の周知、防止策の立案等に関すること。
- (4) 不祥事防止について、校長会等と教育委員会事務局相互の共通認識の形成に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は教育長を、副委員長は教育次長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 川崎市立小学校長会長
- (2) 川崎市立中学校長会長
- (3) 川崎市立高等学校長会長
- (4) 川崎市立特別支援学校長会長
- (5) 総務部長
- (6) 教育政策室長
- (7) 職員部長
- (8) 職員部担当部長
- (9) 学校教育部長
- (10) 総合教育センター所長
- (11) 職員部教職員人事課長
- (12) 職員部教職員人事課担当課長
- (13) 職員部担当課長

(委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、年2回開催する。ただし、委員長が必要があると認めるとき、委員会を開催することができる。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

3 委員は、事故等により出席できないときは代理の者を出席させることができる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会において、必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(議決)

第7条 委員会において、議決を要する議事については、副委員長及び委員の出席者数の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(秘密の遵守)

第8条 委員長、副委員長及び委員は、委員会の会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、職員部予防監察・相談調整担当において処理する。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年9月14日から施行する。

(川崎市立学校教職員不祥事対策委員会設置要綱の廃止)

2 川崎市立学校教職員不祥事対策委員会設置要綱(平成7年9月5日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月6日から施行する。